

令和6年度事業報告書

事業概況

令和6年度の適正化事業は、コロナ禍からの脱却、社会経済活動の平常化に加え、北海道を訪れる旅行者の数やクルーズ船の寄港数も増加するなど、観光にとって明るい話題が増えてきた。

貸切バスの状況に目を向けると、旺盛なインバウンド需要により新規参入がある一方、特に地方部においては、運転者の不足と高齢化、後継者の不在による事業撤退が起きており、今後も事業環境の不透明感、不確実性が高い状況が続くものと予測される。

こうした中、令和6年4月からは、動画による点呼記録の保存など、安全性向上に向けた新たな対策がスタートし、安全対策の徹底が一層求められている。

このような環境下、国土交通省通達「一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導方針」及び「令和6年度の一般貸切旅客自動車運送適正化機関の巡回指導の運用方針（以下「運用方針」）」に基づき、貸切バスの輸送の安全確保に万全を期すため、北海道運輸局の指導の下、巡回指導等の業務に取り組んだ。

1. 巡回指導体制

常勤指導員4名、非常勤指導員1名（スポット）により業務を遂行した。

2. 巡回指導業務

「北海道運輸局による監査対象営業所」及び「運用方針による優良営業所」を除く全ての営業所に対して巡回指導を行った。

業務の効率化及び経費削減の一環として、複数営業所を有する事業者に協力いただき、複数営業所の一括指導にも取り組んだ。

最終的な実績として、170の営業所に巡回指導を行い、96の営業所に改善を求める要請を行った。北海道運輸局へ速報する案件（巡回指導の拒否など）はなかった。

運行管理など指導項目における指摘の総数は236件である。指導項目別では、指摘の多い順に「点呼の適切な実施、記録・保存」、「特定の運転者に対する特別な指導」、「所定の健康診断の受診、記録・保存」で、特別な指導と健康診断については、事業計画の重点事項としている。

令和6年度の特記事項として、安全性向上に向けた新たな対策に加え、タイヤ脱落事故防止措置の確認など、業務が大幅に増加かつ複雑化し、巡回指導（プラス相談対応）が長時間となる状況が常態化した。このため、巡回指導は基本2名体制のところ、個々の営業所の状況に応じて3名とする対応を行った。

その他、通常の巡回指導とは別枠で、巡回指導除外対象である2つの営業所に対して、希望による臨時指導を行ったところである。

(1) 巡回指導結果(臨時含む)

※括弧内は、令和5年度指導結果

	札幌	函館	旭川	室蘭	釧路	帯広	北見	計
実施計画	(92) 92	(11) 17	(18) 15	(21) 20	(6) 3	(9) 7	(17) 16	(174) 170
結果	会 員	(55) 53	(9) 16	(15) 12	(16) 16	(5) 2	(4) 4	(116) 115
	非会員	(37) 39	(2) 1	(3) 3	(5) 4	(1) 1	(5) 3	(58) 55
	計	(92) 92	(11) 17	(18) 15	(21) 20	(6) 3	(9) 7	(174) 170
臨時指導	1					1		2

※臨時指導とは、令和6年度除外対象営業所に対する希望調査に基づき実施したもの。

(2) 指導項目別件数の推移(令和6年度上位5項目+運賃)・手数料報告の推移

指導項目等	令和4年度	令和5年度	令和6年度
点呼の適切な実施、記録・保存	19	33	56
特定の運転者に対する特別な指導	14	36	35
所定の健康診断の受診、記録・保存	7	8	20
運転者の勤務時間・乗務時間	13	16	19
点呼の際のアルコール検知器の使用	0	1	15
届出運賃の適正な収受	60	33	12
指摘総件数／改善要請数	166／97	222／99	236／96
手数料に係る報告状況	47	12	0

3. 負担金取扱業務

適正化事業を行う唯一の財源である負担金について、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特例措置(納付期限延長及び延滞金免除)を令和6年度も継続するとともに、分割による納付を可能とした。

納付状況は、新規許可及び休廃止を反映した請求総額32,413,500円に対して、納付額32,413,500円(納付率100%)となった。

未納付事業者の対応については、納付確認のお願いを1回、督促を2回、それぞれ書面により実施するなど所定の手続きを行った。

4. 広報啓発業務

事業者の業務運営に資するため、関係法令の改正について、巡回指導やホームページを通じて情報提供を行った。また、事業者が管理すべき書類・規程類についても整備し、同様に情報提供を行った。

加えて、巡回指導結果を踏まえ、特に留意すべき事項を整理し、全事業者へ送付するとともに、ホームページへ掲載を行った。

5. 苦情処理業務

旅客以外からの苦情(運転マナー)が1件寄せられ、事後対応を適切に行うとともに、北海道運輸局へ情報提供を行った。

6. 行政との緊密な連携

北海道運輸局との連絡会議を毎月開催し、適正化事業の実施状況や課題、事業者情報等について協議・情報交換を行い、緊密な連携を図った。

また、諸課題が発生した都度、適時相談・打合せを行い、行政の取扱い（運用）と差異が起きないように注意を払った。

その他、国土交通省主催による「全国貸切バス適正化機関連絡会議」、任意開催である「全国適正化機関意見交換会」に出席し、行政や他ブロックの適正化機関と意見交換や情報共有を行った。

北海道運輸局との連絡会議（対面）

開催日・出席者	議 題
令和6年4月15日（月） 自動車交通部 自動車技術安全部	・巡回指導実施及び負担金納付状況 ・運輸局連絡事項 ・その他（情報共有等）
令和6年7月12日（金） 自動車交通部 自動車技術安全部	・巡回指導実施及び負担金納付状況 ・運輸局連絡事項 ・その他（情報共有等）
令和6年10月15日（火） 自動車交通部 自動車技術安全部	・巡回指導実施及び負担金納付状況 ・運輸局連絡事項 ・その他（情報共有等）
令和7年1月22日（水） 自動車交通部 自動車技術安全部	・巡回指導実施及び負担金納付状況 ・運輸局連絡事項 ・その他（情報共有等）
月1回（10月、1月除く） 自動車監査官 令和6年8月から開催	・巡回指導実施及び負担金納付状況 ・運輸局連絡事項 ・その他（情報共有等）

全国貸切バス適正化機関連絡会議（WEB）

開催日・出席者	議 題
令和6年12月2日（月） 国土交通省・運輸局 全国の適正化機関	・令和6年度巡回指導実施及び負担金納付状況 ・令和7年度の巡回指導の運用方針（案） ・その他（意見交換等）

全国適正化機関意見交換会（WEB）

開催日・出席者	議 題
令和6年11月25日（月） 全国の適正化機関	・全国貸切バス適正化機関連絡会議の議題に関して ・その他（意見交換等）

7. 適正化事業指導員のスキルアップ

指導員個々の能力を向上させるとともに、調査・指導方法及び判断基準の均一化を図るため、業務マニュアル等の更新に加え、日々の情報共有を実践し、他ブロックの適正化機関とも適時情報交換を行った。

8. 総務・経理業務

一般社団法人としての的確に業務を遂行するとともに、業務の効率化や合理化に取り組み、適切な予算執行に努めた。また、負担金未納付への対応等を適切に行い、本年度から新たに社内研修（情報セキュリティ対策等）にも取り組んだ。

9. 総会、理事会等

総会及び理事会を開催し、審議結果に基づき業務を遂行した。

また、法定委員会である適正化事業諮問委員会についても開催した。

社員総会1回

開催日	議 題
令和6年5月22日(水) 定時	報告事項 ・ 令和5年度事業報告 決議事項 ・ 令和5年度財務諸表等

理事会4回

開催日	議 題
令和6年5月22日(水) 定時	報告事項 ・ 令和5年度巡回指導及び負担金納付結果 決議事項 ・ 令和5年度事業報告、財務諸表等及び監査報告
令和6年10月16日(水) 定時	報告事項 ・ 令和6年度巡回指導、負担金納付及び予算執行状況
令和7年1月15日(水) 臨時・書面開催	決議事項 ・ 適正化事業諮問委員の選任
令和7年2月12日(水) 定時	報告事項 ・ 令和6年度巡回指導、負担金納付及び予算執行状況 決議事項 ・ 令和7年度事業計画 ・ 令和7年度収支予算及び資金計画 ・ 令和7年度負担金の額及び徴収方法 ・ 適正化事業諮問委員会 諮問書

諮問委員会1回

開催日	議 題
令和7年2月26日(水) 定時	報告事項 ・ 令和6年度巡回指導及び負担金納付状況 審議事項 ・ 令和7年度事業計画、収支予算及び資金計画 ・ 令和7年度負担金の額及び徴収方法

※令和6年度事業報告には「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定する附属明細書は、作成しておりません。